

景観保全型広告規制地区における 屋外広告物の規制基準について

山梨県では世界文化遺産に登録された富士山周辺地域のすばらしい景観を守り育むため、道路沿道に**新たに設置する**屋外広告物について、高さや面積、色彩等の基準を厳しくしています。

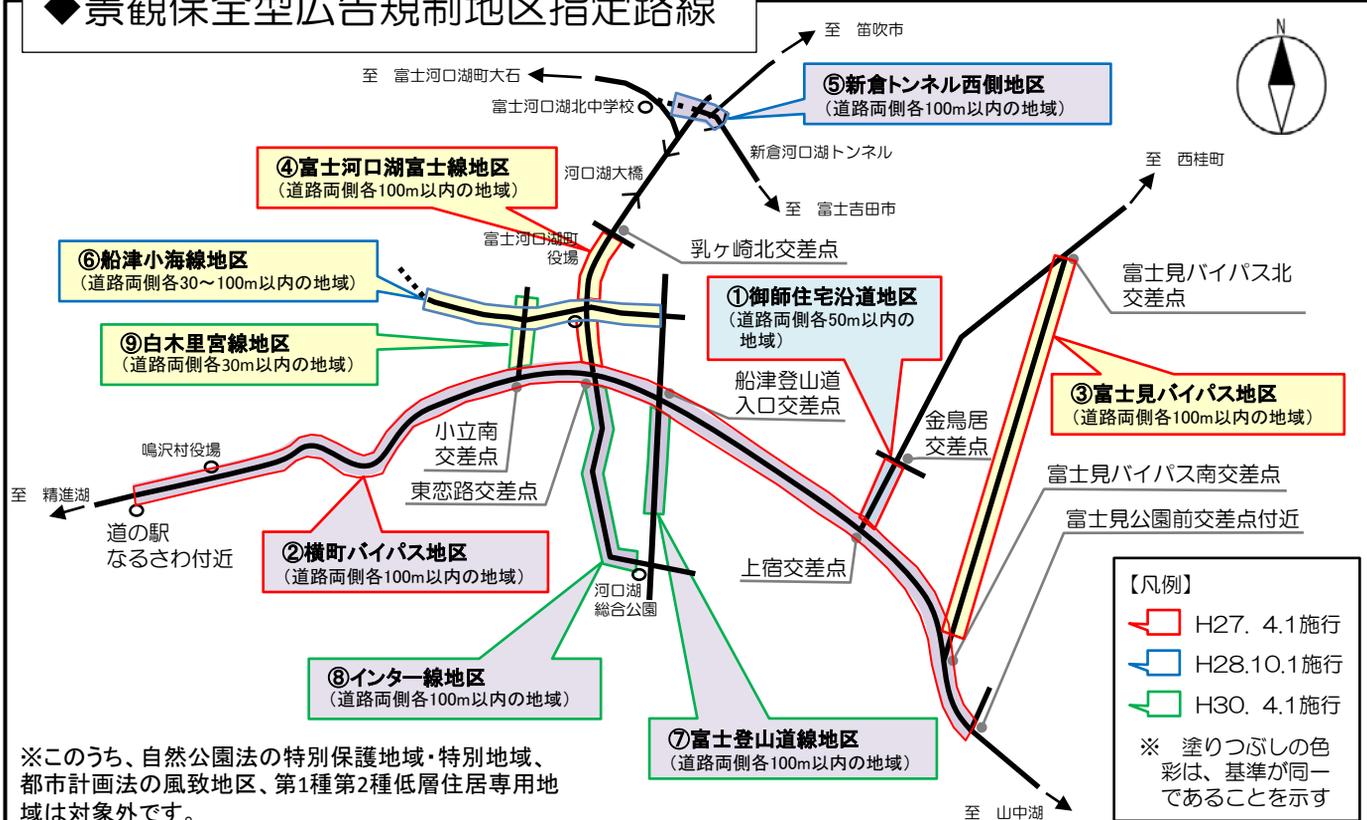
指定以前から表示している屋外広告物であっても、**内容等を変更する場合は**厳しい基準が適用されます。
表示内容を変更する前に、問い合わせ先まで相談をお願いします。

◆屋外広告物とは？

- 屋外広告物の事例としては、右図のようなものがあります。
- 山梨県屋外広告物条例により一定のルールがあり、また、一定規模以上の場合、許可が必要です。



◆景観保全型広告規制地区指定路線



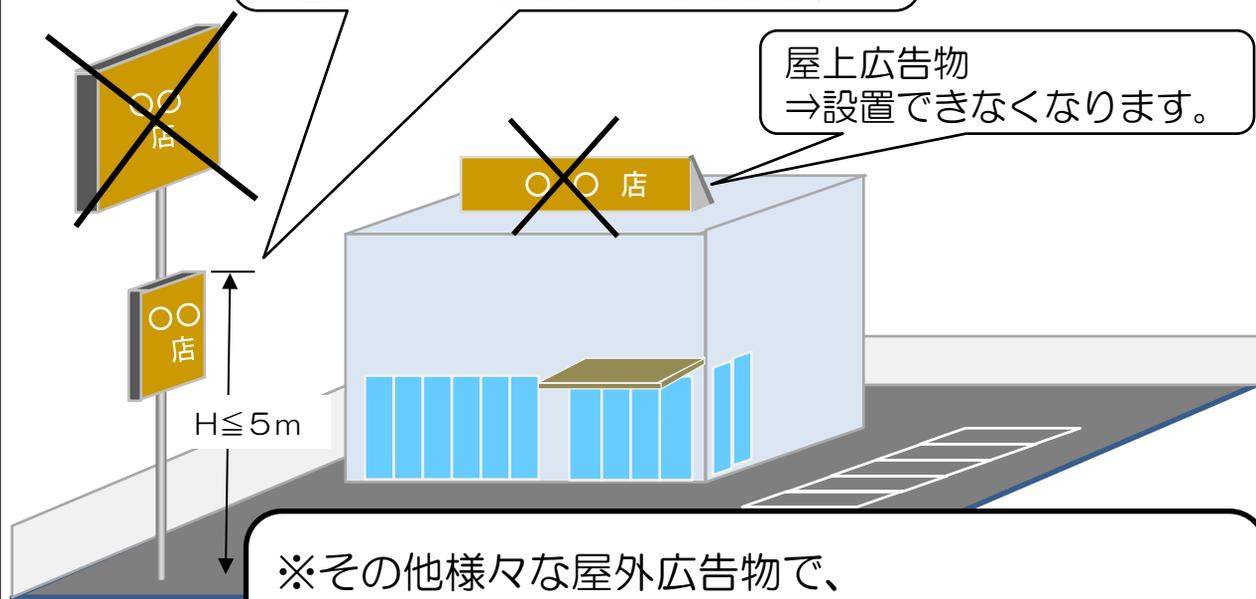
※このうち、自然公園法の特別保護地域・特別地域、都市計画法の風致地区、第1種第2種低層住居専用地域は対象外です。

◆基準強化の一例（あくまで一例です）

◇屋外広告物の高さや面積、色彩等を抑え、
景観を保全します。

建植広告物（自家用）
⇒高さ5m以下
⇒面積4m²/方向以下になります。

屋上広告物
⇒設置できなくなります。



※その他様々な屋外広告物で、
⇒色彩の数を3色以下、色の明るさなどの制約
⇒高さや面積などの基準が厳しくなります。

※許可を要しない広告物についても同様に、高さや面積、色彩等の基準が適用されます。

◆指定区域や基準等の詳細

詳細につきましては、山梨県ホームページをご覧くださいか、
問い合わせ先にご連絡ください。

山梨 景観保全型広告

検索



問い合わせ先

○富士吉田市内・鳴沢村内の場合：

富士・東部建設事務所 吉田支所 富士北麓景観対策課
(TEL 0555-24-9049)

○富士河口湖町内の場合：

富士河口湖町 都市整備課 (TEL 0555-72-1976)

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。